

## 5. むすびにかえて

### (1) フランスの農村振興の基底

フランスで統計上「農村」人口と定義される人口 2,000 以下のコミューンの総人口は、1975 年の人口センサスより増加に転じ、その後のセンサスの結果を見る限り、人口の増加する領域は拡大している。農村のもつ住環境やレクリエーション機能が評価されてのことである。しかし、このような農村の人口増加もしくは人口減少期の終焉は遍くフランス農村に及んでいるのではない。人口が増加するのは農村でも比較的人口の密集した地域であり、人口規模の小さいコミューンほど引き続き人口の減少に悩まされている。

フランスの農村において、なぜ零細なコミューンが基礎的自治体として存続しているのか、という疑問に対して、本稿で取り上げることができたバル-デ-ティル村やポワンソン-レ-グランセ村の事例はいくらかの示唆を与えてくれた。

1970 年代に 50 人も満たないような小村 5 か村が合併し、「ティル溪谷 (Val des Tilles)」という新しい名称を合併村につけたものの、旧 5 か村の 5 つの名前をそのまま残し、村外の町村組合などの団体へ旧村単位の代表を送り続けている。村の事務室の壁には、フランス革命以降の村長の名前を書き連ねた額が掛けられているを見かける。200 年を経ているわけだから、その数は数十名にもなる。初代の村長の時代から名前が記され続けているのではなく、比較的最近になって調べ上げたものらしい。どんなに小さな村になってしまっても、その歴史をかみしめようとの意図が込められているのであろう。そして農村のコミューンのシンボルとなるのが、村の庁舎であり教会である。また、廃校になっても小学校としてかつて利用した建物を、立派な村の財産として利活用が進められている。こうして人口は減りつつも、村の名前に対する強いこだわりや、求心力を醸成するような村のシンボルが守られ続けている。小村ではあっても、その維持管理が組織されるのは、コミューンという画一的な形式を備えた歴史的な制度が助けている。画一であってもそれは必ずしも、住民が強制されていると感じるわけではなかろう。制度の強制と住民の自治あるいは自由の調和の上に成り立っているといえまいか。

農村の零細なコミューンは、フランスの「文化遺産」のひとつにかぞえあげられるくらいであるが、その存続を支えている今日の制度的な背景として、以下を指摘しておきたい。

第 1 に、あまりに零細多数であるため、ひとつやふたつの隣接する町村どうしの合併が行われた程度ではほとんど何の効果も無い。地方分権によりコミューンが果たすべき役割を実現するために、十数市町村、あるいは数十市町村の範囲が求められており、EU をはじめ、政府や州の農村振興政策が要請する範囲は 100 市町村を超えるような範囲である。

第 2 に、農村において、安定した雇用により組織化されたスタッフによって担われる安定的な行政機構が存在しないことである。町村長をはじめとした議員や非営利団体に参加する住民が、地域の有識者や県、州、国といった行政機関の専門家らの知識やノウハウを活用しながら、企画立案に参加する。企画立案や調整にかかる行為はほぼ無償に近い。規模は小さくとも、画一の制度で基礎的自治体としての形式を備える一方、コミューンが多

数存在することは、このような篤志活動への参加者の裾野を広げることに寄与するに違いない。

第3は、農村において構築されようとしている重層的な組織の柔軟性である。必要とされる行政機能に応じて、さまざまな結合関係の町村協力もしくは協定により、機能ごとに適当な領域を形成することができる。コミューン共同体のように徴税権をもち安定性を備えた結合と、河川契約にみるプロジェクト本位の結合、また現在、構築途上であるが「総合計画」や「事業計画」を企画立案する「ペイ」のような領域もある。そして、ADECAPLANのように役目を終えると、その活動領域を自ら縮小する組織もある。すなわち、基礎的な自治体であるコミューンの内部において、あらゆる行政機能を抱え込む必要はまったくない。

このような行政機構が存在しないことを背景に、EU やフランス政府の農村振興政策において、地域振興の企画立案と調整を行う組織の育成が重要な課題となっていることが理解されよう。

## (2) 日本の農村振興への示唆

ヨーロッパの農村振興政策に備わるさまざまな手段について、わが国への適用可能性を探ることも重要であろう。しかし、農村振興の核になるかなりの部分はすでに地方制度に内在しているともいえる。篤志行為を誘発し再生産する零細多数のコミューン制度もそれであろう。ここで重要なのは、篤志行為は企画立案や調整に作用するのであり、村内の簡単な道路の修復や保全管理といった労働作業ではない。これらは無償ではなく、雇用組合等の設立を介して有償労働が担う。篤志行為が農村において一資源として存在することを背景に、行政サービスの種類や行政機能に応じた多様な領域と柔軟性が確保されることになる。地方分権化により地方団体間に明確な権限の分配が行われ、垂直的な団体間の対等性が明確になったことも、零細多数のコミューンにおいて篤志行為を誘発する役割を果たしている。

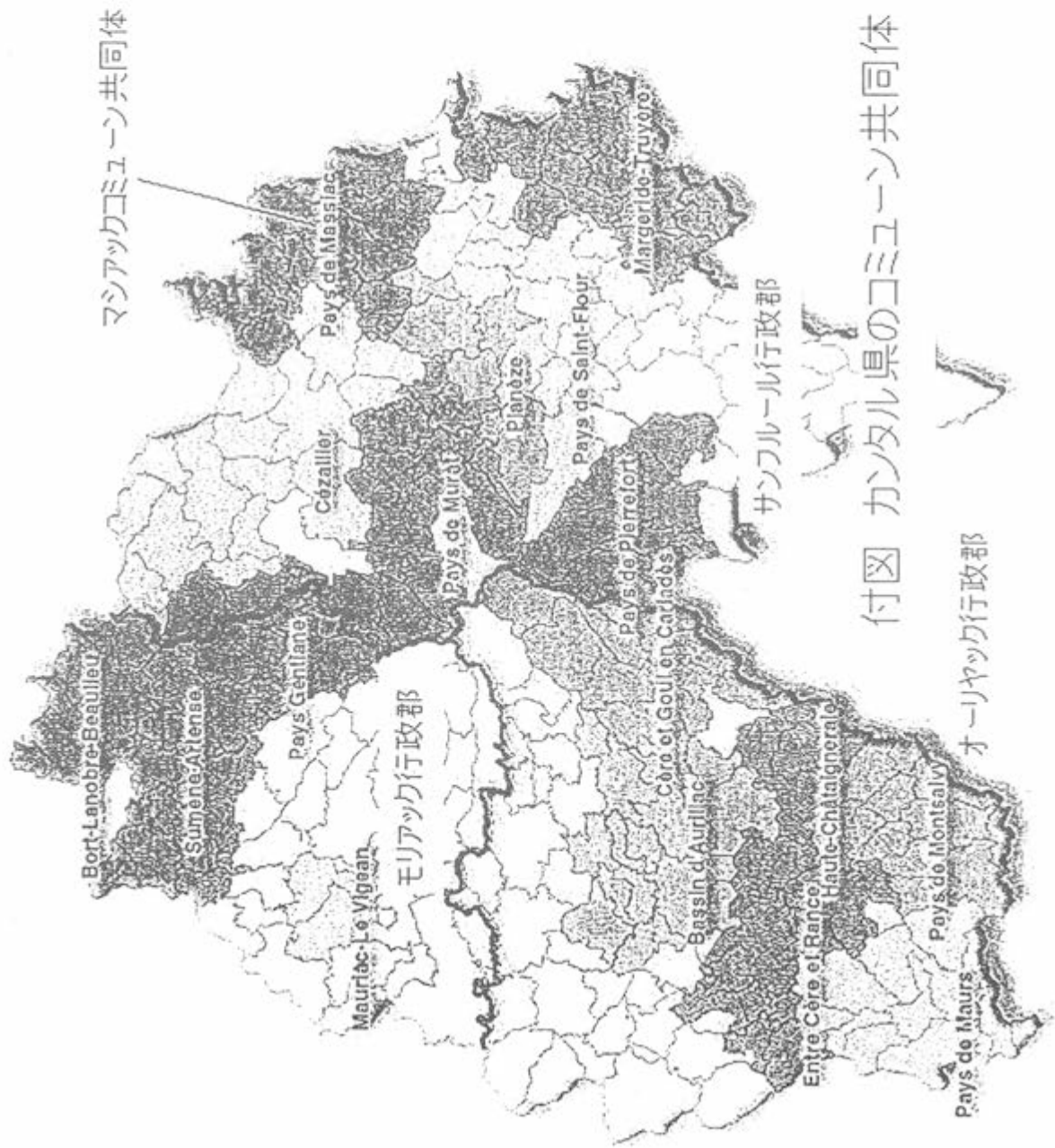
フランスにおけるローカルベースにおける政策領域の模索の仕方を理解するために、フランス固有の地方制度の把握に努めてきた。わが国においても、町村合併に伴い住民と行政の距離は広がる一方、農業政策の実現や資源管理の上で農業集落へ依存することの限界がときに指摘されるところである。農業集落や学校区、大字の単位など、すでにさまざまな領域が存在し、地域の事情に合わせてそれぞれが従来と異なる機能を果たそうとしている。フランス農村にみる地方制度と農村振興の成立から、どのような示唆を汲み取るべきであろうか。厳密で画一的なフランスのコミューンを存立させる形式を、日本の集落や町内会に設定することはまったく非現実的である。しかし農村振興には、ハード面の整備も重要であろうが、篤志行為を誘発するような制度を考えることは重要であろう。

そこで第1は、フランスの零細なコミューンにおいても、基礎的なサービスや共有資産の維持管理について直接にコストを負担し、合わせて投資の決定を行う仕組みである。ここではサービスを要求する請願者とその決定者の距離が極めて近い。わが国の農業集落に

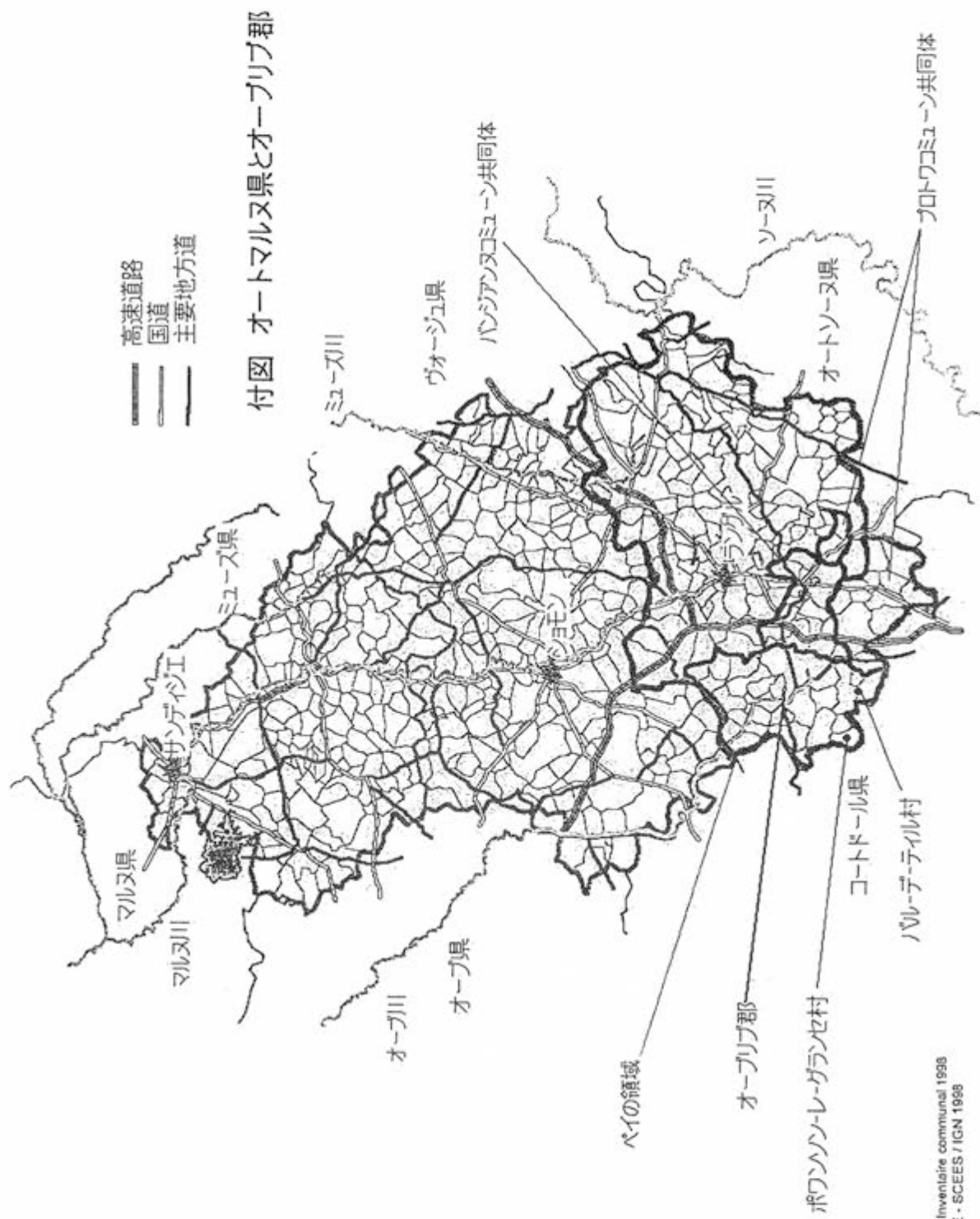
匹敵する、あるいはそれよりも小さなコミュニティであっても、固有の公共財に関する費用負担や投資決定が行えるのである。

第2は、ボランティア労働の性格である。フランスの農村で見られたボランティア労働は、企画立案や調整に携わることであり、議論に参加する時間を割くことである。このため、あえてボランティア労働とはいわずに篤志行為とした。コミュニティ内の簡便な維持管理作業や道路際の草刈などは、専門的な作業員が有償で雇用されたり、業務委託されたりする。日本の農業集落をみると、不足した担い手は管理労働であり、新たに企画・立案や利害調整に要するスタッフが求められることは少ない。これはわが国の農村において、企画・立案や利害調整がほぼ、役場や農協などの職業的なスタッフにほぼ独占されていることの裏返しでもある。

第3は、農村の行政に関わる職員の流動性の高さと若さである。マシアックコミュニティ共同体では職業生活を終えた退職者がなけば篤志行為により調整能力を発揮する一方、プロジェクトごとの人件費による契約雇用や、国が進める若年者の雇用促進のための賃金補助による契約雇用により、比較的若い職員が企画・立案や事業推進に携わっている。このような年齢構成によるのは、農村のコミュニティやコミュニティ共同体などの公共団体において、安定かつ高報酬の雇用を提供できないことを反映しており、加えて政府による若年者の高失業率対策があつてこそである。また、退職者世代の勤労観やわが国より年功を尊ばないことの影響も強かろう。しかし、たとえ流動性が高く、雇用としての安定性にかけたとしても、比較的高度な知識を必要とする若年者むけのポストを農村に供給する手段として、また、農村振興政策にかかわるスタッフの育成という点では一考の価値がある。農村振興を物的な整備でなく不断のプロセスと捉えるならば、なおさらである。



付図 カantal 県のコミュニティ共同体



付図 オートマルヌ県とオーブリブ郡

Source : Inventaire communal 1993  
 © INSEE - SCEES / IGN 1998